２．児童の校外生活の指導と交通安全指導にあたる。
３．地区懇談会を開催し地区での会員相互の連携に努め、明るい家庭環境の育成を図る。
４．特に委員長は、市の交通安全女性として、地域の交通事故防止の活動を市の協議会と連携して行う。

第２０条　（削除）

第２１条　広報委員会は、次のような活動をする。
１．本会の活動や学校の様子等、会員への広報活動に努める。
２．広報活動を通して、成人教育活動を進める。

第７章　専門委員長の任務

第２２条　専門委員長は、次のような活動をする。
１．専門委員会を開催し、年間の活動計画を立案する。
２．必要に応じて委員会を開き、事業を推進する。
３．常に他の専門委員会との連絡・調整に努める。

第８章　弔慰規定

第２３条　会員
１．本会役員が死亡の場合は、香典１００００円を供え、役員全員が会葬する。
２．本会員死亡の場合は、香典１００００円を供え、本部役員及び該当地区委員が会葬する。
３．本会役員が１ヶ月以上病気療養の場合は、金３０００円程度の見舞いをする。
４．本会員がＰＴＡ行事で怪我をして１ヶ月程度の療養の場合は、金３０００円程度の見舞いをする。

第２４条　学校職員
１．職員死亡の場合は、香典１００００円を供え、ＰＴＡ本部役員及び該当学年役員が会葬する。
２．職員が１ヶ月以上病気療養の場合は、金３０００円程度の見舞いをする。
３．職員の配偶者及び子女死亡の場合は、香典５０００円を供え、代表者が会葬する。
４．職員の父母が死亡の場合は、香典５０００円を供える。

第２５条　児童
１．児童死亡の場合は、香典１００００円を供え、ＰＴＡ会長及び該当学級委員が会葬する。
２．児童が１カ月以上の病気療養の場合は、金３０００円程度の見舞いを該当学級委員がする。
３．児童または、その家庭に災害があった場合は、その程度に応じて見舞いをおくる。

第２６条　付記
本規定以外の場合、または事情により本規定が適用しにくい場合は、その都度本部役員会で協議して決める。

第９章　規約細則の改正

第２７条　規約細則は、運営委員会において出席者の３分の２以上の賛成により、改正することができる。

附　則

この規約及び規約細則は、平成　４年　４月１日より実施する。
※平成　５年　３月１１日一部改正
※平成　６年　３月１０日一部改正
※平成　９年　４月１９日一部改正
（規約細則 第２章第６条）
※平成１０年　３月　７日一部改正
（規約細則 第２章第６条）
※平成１１年　３月　６日一部改正
（規約細則 第２章第６条）
※平成１１年　４月２３日一部改正
（規約　第５章第７条）
※平成１２年　３月　４日一部改正
（規約細則 第２章第６条）
※平成１２年　９月　５日一部改正
（規約細則 第６章）
※平成１３年　４月２０日一部改正
（規約細則 第６章１４条、第１８条、第２０条）
※平成１６年　４月２３日一部改正
（規約細則 第２章６条１、２）
※平成１７年　４月２４日一部改正
（第６章　第１０条）
（規約細則 第１章１条１、２、３，４）
※平成２１年　４月２４日一部改正
（第６章　第１０条）
（第１０章　第２４条・第２６条）
（規約細則　第２章　第４条・第５条　第６条５、第３章　第８条１，３、第６章　第１９条４）